

不動産の不思議

不動産のふしき

不動産の不思議

不動産のふしき

明海大学不動産学部

不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第247回



若生 快永

不動産学部1年

初夏の太陽が程よいある日、大学の近くの住宅街を散歩中に、一軒の建物に目がいった。大屋根の住宅とそれに付随するカーポートと倉庫らしきものに違和感を覚えたからだ。まず、大屋根の住宅が大きい。次に、車が3台も入るカーポートが広く、高い。更に、住宅やカーポートのおおらかな形状と対極的な、固い形の倉庫が道路に迫っている。

住宅の機能からすると、この家はよくできている。大屋根の住宅には高い天井の部屋や吹き抜けがありそしに含まれる。この場所は第一種低層住居専用地域で、指定建ぺい率は50%と制限は厳しい。住宅はデザインが良く、力量のある建築士が設計したと思われる。建築確認が必要だから新築時点では法令違反は考えられない。その後、カーポートや倉庫を増築する際は、建ぺい率や容積率に影響することから増築の建築確認を申請すべきところ、これを忘ったの

【学生の目】

うだ。車を大切にする人には大きなガレージはかけがえがない。別棟の倉庫は収納力があり、屋上は洗濯物が干せる。

住む人にとっての機能性と通行人が感じる違和感をどう整理すればいいのか。私は「この空間が増築で生み出され、増築には制約がある」とが見過ごされたがちなことにありそうだ。

一般にカーポートや倉庫は建ぺい率が大きくなると、建築確認が必要な場合が生み出され、増築には制約がある」とが見過ごされたがちなことにありそうだ。

余裕をなくした建築物

広いカーポートができる背景

率に含まれる。この場所は第一種低層住居専用地域で、指定建ぺい率は50%と制限は厳しい。住宅はデザインが良く、力量のある建築士が設計できない。第二に、景観が損なわれてしまう。第三に、周囲の住宅は規定に従つて「低層住宅の良好な住環境を守る」にもかかわらず、その秩序を壊す。第四に、無秩序な住宅のために地価が安くなり周囲の財産価値を低下させる。

都市計画法施行前はもとより、都市計画区域外では形態制限はない。集団規定の経験が少ない人が多い時代はやむを得なかつた側面があるが、都市計画法50年の歴史を踏まえ、都市環境と資産価値の共生について一般市民への啓発が求められる。

ではないだろうか。結果として現状では、敷地に余裕は無く、建ぺい率が過大に見える。



違和感を覚えるカーポートの広さ。建ぺい率が過大に見える

【教員のコメント】

今まで建物は何気なく見てきたが、不動産学を学び始めてから見えてきた。方や考え方方が変わっていくのは新鮮で、面白い。建物の背景となる都市計画や不動産経済を一體的に理解する知識を広く修得したいと強く感じる。